

埼玉県公安委員会告示第201号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行する。

令和8年9月29日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

別表中

「

特定免許情報記録申請書	日曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
運転免許証のみを有する者が保有状況の変更を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
免許情報記録個人番号カードを紛失等した者が特定免許情報の記録を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察再交付・国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）
運転免許証のみを有する者が国外運転免許証交付申請と同時に保有状況の変更を申請するとき。		
65歳以上の運転免許証のみを有する者が運転免許証の記載事項の変更届出等又は条件の付与と同時に保有状況の変更を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察岩槻高齢者講習センター（埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番地5）

」

を

「

特定免許情報記録申請書	日曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
運転免許証のみを有する者が保有状況の変更を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署(鴻巣警察署を除く。)
免許情報記録個人番号カードを紛失等した者が特定免許情報の記録を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)
	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署(鴻巣警察署を除く。)
運転免許証のみを有する者が国外運転免許証交付申請と同時に保有状況の変更を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)
免許情報記録個人番号カードを紛失等した者が県外からの転入の届出と同時に特定免許情報の記録を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前10時30分まで及び午後1時から午後3時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4) 埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)

免許情報記録個人番号カードを紛失等した者が特定免許情報記録の申請と同時に運転免許証等の更新を申請するとき。		各警察署（鴻巣警察署を除く。）
(1) 道路交通法第95条の6第1項の表備考一のロに規定する優良運転者 (2) 道路交通法第95条の6第1項の表備考一のハに規定する一般運転者 (3) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前10時まで及び午後1時から午後1時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
前記受付区分の(1)から(3)のいずれにも該当しない者が運転免許証等の更新と同時に免許情報記録個人番号カードに特定記録情報の再記録を申請するとき。		
前記受付区分の(1)又は(3)のいずれかに該当する者が運転免許証等の更新と同時に免許情報記録個人番号カードに特定記録情報の再記録を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前10時30分まで及び午後1時から午後3時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察再交付・国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）
免許情報記録個人番号カードを紛失等した者が次のいずれかに該当し運転免許証の記載事項変更届出等のうち、県外からの転入の届出と同時に運転免許証等の更新及び免許情報記録個人番号カードに特定記録情報の再記録を申請するとき。		

(1) 道路交通法第95条の6第1項の表備考一のロに規定する優良運転者 (2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
免許情報記録個人番号カードを紛失等した者が前記受付区分の(1)及び(2)のいずれにも該当しない者が運転免許証の記載事項の変更届出等のうち、県外からの転入の届出と同時に運転免許証等の更新及び免許情報記録個人番号カードに特定記録情報の再記録を申請するとき。		
65歳以上の運転免許証のみを有する者が運転免許証の記載事項の変更届出等又は条件の付与と同時に保有状況の変更を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察岩槻高齢者講習センター(埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番地5)

」

に改める。